厚生労働省

感染症の検査にご協力ください。

―明日の対策に活かします。―

感染症法が改正され、感染症の情報を集める体制が強化されました。

- 感染症の流行を防ぐため、今よりも詳細な病原体情報の収集・解析が必要です。
- 平成26年の感染症法改正によって、感染症法に病原体の検査に関する明確な規定が設けられ、平成28年4月1日から、感染症に対する情報収集体制が強化されることとなりました。
- 特にインフルエンザについては、指定された医療機関での患者からの検体収集が定期的・定量的に行われます。

血液や尿などの採取にご協力ください。

- インフルエンザと診断された場合や都道府県知事が必要と判断した場合は、患者の皆様に、感染症法に基づく検体（血液、尿、咽頭ぬぐい液、便など）の採取にご協力いただくことがあります。
- その他、国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生及び流行を防ぐため、医療機関等から採取した検体・病原体を提出いただくことがあります。
- いただいた検体・病原体の情報は、感染症対策のためだけに活用し、個人情報は取り扱いません。

●感染症に関する情報はこちらをご覧ください。

厚生労働省　感染症

バーコード読み取り機能付き携帯電話もしくはスマートフォンでご利用になれます。

厚生労働省

感染症法にもとづく病原体情報の収集・活用について。

●国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の発生および流行を防ぐため、都道府県知事は必要に応じて、感染症法にもとづく感染症患者・感染の疑いのある者に対して検体の採取を求めることができます。また、同様に、医療機関等の検体・病原体を所有する機関に対して検体・病原体の提出を求めることができます。

●インフルエンザについては、検体提出を担当する医療機関等（指定提出機関）を定め、定期的・定量的に都道府県知事への検体提出が行われます。

●採取・提出された検体・病原体は、保健所や地方衛生研究所などの検査施設で検査を行い、検査結果（病原体情報）が国に報告されます。

●報告された病原体情報は、都道府県・国において集約・疫学的分析が行われ、週報や月報等により還元されます。

※**匿名での報告**：インフルエンザ等の病原体情報について、個人情報は取り扱いません。*

*エボラ出血熱などの危険性が高い一部の感染症については適切な対策を行うため氏名や住所をご報告いただく必要があります。

※**検体の情報の有意義な活用**：いただいた情報は、感染症の流行状況の把握やインフルエンザワクチンの株選定の際の参考情報として感染症対策を立案するために活用します。

※**目的外利用の禁止**：感染症の発生および流行防止策や公衆衛生対策のために使用されるもので、それ以外の目的には使用しません。

「感染症の検査の実施についてご理解ください。」

●感染症に関する情報はこちらをご覧ください。

厚生労働省　感染症

バーコード読み取り機能付き携帯電話もしくはスマートフォンでご利用になれます。